第1班 第4回 懇談会(平成17年8月26日(金)) 沼田先生、岡上、河本、 熊澤(司会)黒田、高橋、 幹 增田、矢崎、若井(書記) 住民自治を拡充発展 区民の意向による区 政運営を徹底する させていく 区として次世代に伝 文化・伝統 えていくもの (練馬区歴史は継い 住民自治 環境 で) 区民自ら作り上げる 町 一人一人がよさを伝 人と自然を大切にす 人 人権 え続ける町 る町 責任/役割 教育(協育) 自然(緑と共に生き 福祉の充実 盛り込むべき内容 自治会や町会と個人 る) 高齢化に向けて ふる里 のかかわり 目的 ねりま 環境保全 何のために 地域ぐるみの子育て 福祉 (みどりと太陽) 区民の誇り これまでの練馬区の 各種宣言を参考にす ご近所づき合いの出 マナー 来る町 老若男女を超えて結 組織 教育 安全 葉 び合う町 建物の外観、色の調 安心して歩ける 自警団 安全・安心 和 多様な地域コミュニ 地域に根ざし世界に ケーションを基盤と 発信していく町 し、その連合体とし ての「区」をつくる 葉 根 コミュニティ活動の現状と コミュニティ組織の確立 課題 便利さか人間性か 経済的発展か自然の保護か 個人の権利か、共存のための妥協か

第2班

第4回 懇談会(平成17年8月26日(金))

小原先生、秋山(司会) 大島、片山、高桑(発表) 田中、林、古谷、山浦

人に暖かいまちづくり

区民の力や知恵が活かされる町

ハンディがあっても当 たり前に暮らせる町

民意反映 区民本意の徹底

区政参加方法の見直し 自由な自治

練馬区民が主権を持ち 区民が安心して生活出 来る街(区)を実現す ることを目的とする _____

高齢者の活躍の場がある

義務教育の場への教育 者の立場としての参加

子育てを「経験」「知恵」 の面で支援 今、練馬はココが問題!!

練馬に住んでよかった と実感できる

- ・環境、安全、人権が守られている
- ・意見が尊重される
- ・少数の声が区に届く

少子高齢化対応のまち づくり

安心・安全な生活確保

福祉の充実

豊かなまちづく り、健康都市づくり 練馬の自然環境 を生かす都市づくり

<u>医療施設の充実</u> を図る

子供達の施設 指導者 行政 保護者 スポーツが盛んな まちづくり (社会 体育の醸成) 個人の権利と行政の権利との 整合性追求

情報公開 黒ぬりのなるべく廃止 原則、全部公開 押し出しが弱い!!

メディアで発信出来る練馬区の特 性 豊島園を歴史のシンボルにする (西武より買収)

最近のインターネットによる<u>情報</u> 公開は、すばらしい。一段と、簡 単な方法を開発してほしい 練馬区の特長である良好な住宅街 の区にするためにつとめる

23番目の区だと遠慮しない

コミュニティ参加

区民はまちづくりの各チャネルに 1 個は参加する義務化 区民番号制

住民が自治意識を自覚できる(小さなコミュニティの中で地域に参加している自分を感じられる)

身近に感じられる

- ・手厚い行政ではなく、 考える区民を育てる行政
- ・問題、課題を区民と共に考えて(手を出しすぎない)

区議会議員(間接代表)と住民(直接) のバランスをどうとるのか? 住民投票はもっと簡単にならないか



練馬らしさ

緑と水と風

ベッドタウン 実は居住性が良い

都市と田舎の中途半端な存在

建物は3F建位 10Fでは高齢者に辛い

2F建てが乱立すると緑が無くなる

<u>新行政改革プラン</u>に掲げられた<u>目</u> <u>的のチェック</u>と、それを基本条例 の柱にすえること?

戦略的

協働

職員の生産性向上

都区制の見直しによる自治の基本 見直し

第3班

第4回 懇談会(平成17年8月26日(金))

野口先生、木戸(発表) 鈴木、関根(司会)高山、 三浦、村上

事業提出までのプロセス

区民意見の集約・反映度合い

区民集会

中間報告(委員)

中間報告の必要

懇談会で中間報告をまとめ、区民との協働を図る資 源とする

素案をまとめて区長に提

出する前に区民と区と区

議会が条例の理念につい

三者の良いとこどりをし

て意見集約すべきでは?

たい・・・

草案作成の過程において 各事業部、議会との協議を する必要があるのでは・・・ 又、委員以外からの意見を 集める必要もあるので は・・・

素案をまとめていく過程 において一般の区民の声 も聞きたい メンバーを追加するか

アンケートするか

条例のイメージ

報告は、具体的な条例、条文のかたちで

条例は誰にもわかりやすいものに

- ・前文 参加区民としての資格を含めた 条例の本質についてどう条例化する か?
- ・目的 区民、行政、議会との協働がで きる区政運営の為には何が必要か?

原理・原則

補完性の原理(自分でできることは自分で)

自治基本条例のもとで区民一人 一人がそれぞれ抱える立場やハ ンデ、境遇をのりこえて、共に 力を合わせるという理念

協働は区民にとって 権利なのか? 義務なのか? 表裏一体か

条例にもりこむこと



その他

区報の配布方法について各町 会、自治会を利用してもっと各 戸に配布をすれば良いと思う

光が丘団地周辺の道路整備が必 要です

周辺道路が不便をしている

学校教育の中で基本条例を教え る

区民の権利

つくりだす

区民の義務

区民の義務の定め方

- ・その範囲
- ・義務不履行の際に強制するのか、制裁 を加えるのか、その有無

義務を定めるにしても、そのことのゆえ に区民を排除してしまうことのないよ うにすべきではないか

権利と義務

ペナルティがあった方がいいのか?

行政・議会の義務

区のあり方 町会のあり方

区民の範囲は? 住所のある人だけか 在勤、在学も含まれるのか